

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納		
		期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額					
所 得 税	源 泉 分	2,253	500	674	146	2,927	646	947	215	1,980	431	
	申 告 分	11,422	4,206	7,109	1,583	18,531	5,789	7,983	1,812	10,548	3,977	
	計	13,675	4,706	7,783	1,729	21,458	6,435	8,930	2,027	12,528	4,408	
法 人 税		912	725	744	526	1,656	1,251	923	686	733	565	
相 続 税		1,008	1,145	484	345	1,492	1,490	451	470	1,041	1,020	
消 費 税	外	-	568	-	728	-	1,296	-	704	-	592	
	内	10,691	2,329	5,119	2,798	15,810	5,127	6,063	2,779	9,747	2,348	
そ の 他		605	5	1,556	29	2,161	34	1,401	25	760	9	
合 計		外	-	568	-	728	-	1,296	-	704	-	592
		内	26,891	8,910	15,686	5,427	42,577	14,337	17,768	5,987	24,809	8,350

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

調査時点：平成27年6月30日

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

区 分	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納						
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額									
平 成 22 年 度	外	件 -	百万円 661	外	件 -	百万円 837	外	件 -	百万円 1,498	外	件 -	百万円 813	外	件 -	百万円 685
		28,976	12,684		18,257	7,798		47,233	20,482		17,545	7,915		29,688	12,567
平 成 23 年 度	外	-	685	外	-	728	外	-	1,413	外	-	761	外	-	652
		29,688	12,567		17,838	6,679		47,526	19,246		17,439	7,983		30,087	11,263
平 成 24 年 度	外	-	652	外	-	702	外	-	1,354	外	-	726	外	-	628
		30,087	11,263		16,502	5,702		46,589	16,965		17,762	6,953		28,827	10,012
平 成 25 年 度	外	-	628	外	-	596	外	-	1,224	外	-	656	外	-	568
		28,827	10,012		15,034	5,389		43,861	15,401		16,970	6,491		26,891	8,910
平 成 26 年 度	外	-	568	外	-	728	外	-	1,296	外	-	704	外	-	592
		26,891	8,910		15,686	5,427		42,577	14,337		17,768	5,987		24,809	8,350

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件数	税 額	件数	税 額
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
那 覇	7,256	1,492	4,034	1,219	11,290	2,710	5,353	1,318	5,937	1,392
宮 古 島	1,123	92	568	138	1,691	229	878	135	813	94
石 垣	912	147	564	168	1,476	314	701	171	775	143
北 那 覇	4,106	816	3,250	980	7,356	1,796	3,235	1,001	4,121	795
名 護	2,107	348	1,392	479	3,499	827	1,379	396	2,120	431
沖 縄	8,529	1,765	5,187	1,425	13,716	3,190	5,628	1,565	8,088	1,625
沖 縄 県 計	24,033	4,659	14,995	4,408	39,028	9,067	17,174	4,587	21,854	4,480
局 引 受 分	2,858	4,251	691	1,019	3,549	5,270	594	1,400	2,955	3,870
総 計	26,891	8,910	15,686	5,427	42,577	14,337	17,768	5,987	24,809	8,350

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額 (支 払 命 令 官 分)
	千円
平 成 22 年 度	16,079,197
平 成 23 年 度	17,094,466
平 成 24 年 度	16,678,450
平 成 25 年 度	19,608,803
平 成 26 年 度	19,356,037
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	6,999,117
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	1,158,911
法 人 税	2,457,854
消 費 税 及 地 方 消 費 税	7,900,105
そ の 他	840,050
還 付 金 合 計	19,356,037

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

用語の説明：支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

(注) 還付加算金を含む。